

小金井市市民参加推進会議（第70回）次第

日時 令和6年9月12日（木）午後6時30分から

場所 小金井市役所第二庁舎8階801会議室

- 1 市民参加条例運用状況等について
- 2 今期の提言に向けて
- 3 次回推進会議の開催日について

■配布資料

- 資料1 令和6年度市民参加条例対象附属機関等設置状況（令和6年4月1日現在）
- 資料2 令和5年度市民参加状況調査
- 資料3 第9期市民参加推進会議提言（案）
- 資料4 第9期市民参加推進会議行程表

令和6年度市民参加条例対象附属機関等設置状況（令和6年4月1日現在）

NO	附属機関等の名称	担当課	根拠条例等	定数		現委員数					委員年代別内訳							委員の任期数				公募方法							
				委員	うち公募	合計	男性	女性	女性割合	うち公募	公募割合	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明	1期	2期	3期	4期~	任期	次期改選予定	論文 作文	面接	書類 審査	他
1	長期計画審議会	企画政策課	小金井市長期計画審議会条例	15	5	15	10	5	33%	5	33%	0	0	6	3	4	0	2	0	15	0	0	0	2年	令和7年1月	○	—	—	○
2	指定管理者選定委員会	企画政策課	公の施設の指定管理者の選定手続等に関する条例	5	0	5	4	1	20%	0	0%	0	0	0	0	3	0	2	0	0	2	3	0	2年	令和6年7月	—	—	—	—
3	市民参加推進会議	企画政策課	市民参加条例	12	5	12	6	6	50%	5	42%	0	1	2	3	4	2	0	0	6	3	3	0	2年	令和6年12月	○	—	—	○
4	男女平等推進審議会	企画政策課	男女平等基本条例	10	5	10	3	7	70%	5	50%	0	0	0	0	5	2	3	0	2	4	4	0	2年	令和8年4月	○	—	—	—
5	男女平等苦情処理委員	企画政策課	男女平等基本条例	2	0	2	1	1	50%	0	0%	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	2年	令和7年5月	—	—	—	—
6	行財政改革審議会	企画政策課	小金井市行財政改革審議会条例	10	3	10	9	1	10%	3	30%	0	0	0	2	1	7	0	0	10	0	0	0	2年	令和7年1月	○	—	—	—
7	行政不服審査会	総務課	行政不服審査法、行政不服審査法の施行に関する条例	3	0	3	2	1	33%	0	0%	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	3	0	3年	令和7年4月	—	—	—	—
8	情報公開・個人情報保護審査会	総務課	情報公開・個人情報保護審査会条例	5	0	4	2	2	50%	0	0%	0	0	0	1	0	1	2	0	0	2	0	2	2年	令和7年10月	—	—	—	—
9	情報公開・個人情報保護審議会	総務課	情報公開・個人情報保護審議会条例	13	5	12	11	1	8%	5	42%	0	0	0	0	0	2	10	0	3	1	4	4	2年	令和7年10月	○	—	—	—
10	安全・安心まちづくり協議会	地域安全課	安全・安心まちづくり条例	20	7	15	12	3	20%	3	20%	0	0	1	1	3	5	2	1	9	3	2	2年	令和8年1月	○	—	—	—	
11	国民保護協議会	地域安全課	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	30	0	24	22	2	8%	0	0%	0	0	0	3	14	4	2	1	10	11	0	3	2年	令和6年10月	—	—	—	—
12	空家等対策協議会	地域安全課	空家等対策の推進に関する特別措置法及び小金井市空家等対策協議会条例	15	2	14	13	1	7%	2	14%	0	0	1	5	4	1	1	2	7	2	2	3	2年	令和7年7月	○	—	—	—
13	消防団運営審議会	地域安全課	消防団運営審議会条例	11	0	11	10	1	9%	0	0%	0	0	1	0	2	7	1	0	5	2	1	3	2年	令和7年6月	—	—	—	—
14	防災会議	地域安全課	防災会議条例	35	2	30	22	8	27%	2	7%	0	0	0	4	16	4	6	0	19	3	1	7	2年	随時	○	—	—	—
15	子供の安全確保に係る協議会	地域安全課	小金井市子供の安全確保に係る協議会設置要綱	4	0	4	2	2	50%	0	0%	0	0	0	2	2	0	0	0	4	0	0	0	未定	なし	—	—	—	—
16	公務災害補償等審査会	職員課	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び施行規則	3	0	3	1	2	67%	0	0%	0	0	0	0	1	1	1	0	2	1	0	0	3年	令和7年1月	—	—	—	—
17	はげの森美術館運営協議会	コミュニティ文化課	はげの森美術館条例	6	2	6	4	2	33%	2	33%	0	0	0	2	0	3	1	0	1	3	0	2	2年	令和6年3月	○	—	—	—
18	はげの森美術館収集評価委員会	コミュニティ文化課	はげの森美術館条例	5	0	5	4	1	20%	0	0%	0	0	0	0	3	1	1	0	0	1	0	4	2年	委員により異なる	—	—	—	—
19	小金井市民交流センター運営協議会	コミュニティ文化課	小金井市民交流センター運営協議会設置要綱	9	4	9	6	3	33%	4	44%	0	0	1	2	2	1	3	0	2	4	1	2	2年	令和7年5月	○	—	—	—
20	市民協働推進委員会	コミュニティ文化課	市民協働推進委員会設置要綱	6	2	6	4	2	33%	2	33%	0	0	0	0	4	2	0	0	1	0	0	5	2年	令和6年3月	○	—	—	—
21	芸術文化振興計画推進委員会	コミュニティ文化課	芸術文化振興条例	9	3	9	6	3	33%	3	33%	0	0	3	2	3	0	1	0	9	0	0	0	2年	令和6年6月	○	—	—	—
22	消費生活審議会	経済課	消費生活条例	8	2	8	6	2	25%	2	25%	0	0	1	0	3	2	2	0	5	2	1	0	2年	令和6年10月	○	—	—	—
23	小口事業資金融資審議会	経済課	小口事業資金融資あっせん条例	6	0	6	5	1	17%	0	0%	0	0	0	3	3	0	0	0	1	0	2	3	2年	令和7年4月	—	—	—	—
24	国民健康保険運営協議会	保険年金課	国民健康保険条例	17	5	15	12	3	20%	3	20%	0	0	0	3	3	7	2	0	5	3	1	6	2年	令和6年12月	○	—	—	—
25	環境審議会	環境政策課	環境基本条例	10	4	10	7	3	30%	4	40%	0	0	0	3	3	2	2	0	1	4	4	1	2年	令和8年4月	○	—	—	—
26	地下水保全会議	環境政策課	地下水及び湧水を保全する条例	5	0	5	5	0	0%	0	0%	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	2年	令和8年4月	—	—	—	—
27	飼い主のいない猫対策推進協議会	環境政策課	飼い主のいない猫対策推進協議会設置要綱	5	0	5	3	2	40%	0	0%	0	0	0	1	3	1	0	0	2	2	1	0	2年	令和7年4月	—	—	—	—
28	緑地保全対策審議会	環境政策課	緑地保全及び緑化推進条例	10	4	10	6	4	40%	4	40%	0	0	0	0	3	2	5	0	5	3	1	1	2年	令和7年4月	○	—	—	—
29	小金井市立公園等指定管理者評価委員会	環境政策課	小金井市立公園条例	9	3	9	5	4	44%	3	33%	0	0	0	2	4	1	2	0	9	0	0	0	2年	令和8年4月	○	—	—	—
30	廃棄物減量等推進審議会	ごみ対策課	廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例	15	5	14	6	8	57%	5	36%	0	0	0	0	5	4	5	0	6	2	3	3	2年	令和6年7月	○	—	—	—
31	公共下水道事業審議会	下水道課	小金井市公共下水道事業審議会条例	7	3	7	4	3	43%	3	43%	0	0	0	0	1	4	2	0	1	1	5	0	2年	令和6年8月	○	—	—	—
32	地域福祉推進委員会	地域福祉課	小金井市地域福祉推進委員会条例	12	4	12	7	5	42%	4	33%	0	0	1	1	2	5	3	0	8	4	0	0	3年	令和7年12月	○	—	—	—
33	民生委員推せん会	地域福祉課	民生委員法	7	0	6	2	4	67%	0	0%	0	0	0	0	2	2	2	0	3	2	1	0	3年	令和7年10月	—	—	—	—
34	児童発達支援センター運営協議会	自立生活支援課	児童発達支援センター条例	12	3	12	6	6	50%	3	25%	0	0	2	5	2	0	1	2	7	4	1	0	2年	令和6年4月	—	—	—	○
35	地域自立支援協議会	自立生活支援課	地域自立支援協議会設置要綱	22	1	22	12	10	45%	1	5%	0	0	1	5	7	6	1	2	8	8	6	0	2年	令和6年5月	○	—	—	—
36	障害支援区分判定審査会	自立生活支援課	障害支援区分判定審査会条例	27	0	22	14	8	36%	0	0%	0	0	1	8	4	4	5	0	2	2	2	16	2年	令和7年5月	—	—	—	—
37	精神保健福祉連絡協議会	自立生活支援課	精神保健福祉連絡協議会設置要綱	13	0	13	7	6	46%	0	0%	0	0	2	4	3	2	2	0	13	0	0	0	2年	令和7年5月	—	—	—	—
38	小金井市医療的ケア児支援連携推進協議会	自立生活支援課	小金井市医療的ケア児支援連携推進協議会設置要綱	14	0	14	6	8	57%	0	0%	0	0	1	6	5	2	0	0	14	0	0	0	2年	令和6年5月	—	—	—	—
39	介護保険運営協議会	介護福祉課	介護保険法、介護福祉条例	20	8	18	11	7	39%	6	33%	0	0	0	2	3	6	7	0	9	6	2	1	3年	令和6年10月	○	—	—	—
40	在宅医療・介護連携推進会議	介護福祉課	小金井市在宅医療・介護連携推進会議実施要綱	17	0	17	12	5	29%	0	0%	0	0	2	2	8	4	1	0	1	9	2	5	2年	令和7年4月	—	—	—	—
41	認知症施策事業推進委員会	介護福祉課	小金井市認知症施策事業推進委員会設置要綱	9	0	9	4	5	56%	0	0%	0	0	1	3	4	1	0	0	3	1	2	3	2年	令和7年4月	—	—	—	—
42	生活支援事業協議体	介護福祉課	小金井市生活支援事業協議体設置要綱	7	0	7	1	6	86%	0	0%	0	0	0	0	4	2	1	0	4	1	1	1	2年	令和7年4月	—	—	—	—
43	介護認定審査会	介護福祉課	介護保険法、介護福祉条例	40	0	39	24	15	38%	0	0%	0	0	2	9	8	10	10	0	1	14	3	21	2年	令和8年4月	—	—	—	—
44	市民健康づくり審議会	健康課	市民健康づくり審議会条例	15	5	14	11	3	21%	5	36%	0	0	0	2	5	5	2	0	3	4	4	3	2年	令和8年1月	○	—	—	—
45	食育推進会議	健康課	食育基本法、食育推進基本条例	16	5	16	7	9	56%	5	31%	0	0	1	6	5	3	1	0	3	8	5	0	2年	令和8年1月	○	—	—	—
46	子供健康被害調査委員会	健康課	子供健康被害調査委員会設置要綱	7	0	6	4	2	33%	0	0%	0	0	0	2	2	2	0	0	2	0	3	1	2年	令和7年3月	—	—	—	—
47	子ども・子育て会議	子育て支援課	子ども・子育て会議条例	15	5	15	5	10	67%	5	33%	0	2	0	5	5	1	2	0	9	2	3	1	2年	令和7年8月	○	—	—	○
48	子ども家庭支援センター運営協議会	子育て支援課	子ども家庭支援センター運営協議会設置要綱	10	2	10	2	8	80%	2	20%	0	0	2	4	3	1	0	0	8	2	0	0	2年	令和7年5月	○	—	—	—
49	青少年問題協議会	児童青少年課	青少年問題協議会条例	24	0	24	16	8	33%	0	0%	0	0	1	5	11	5	1	1	7	15	1	1	2年	令和7年7月	—	—	—	—
50	児童館運営審議会	児童館条例	児童館条例	9	3	9	6	3	33%	3</																			

NO	附 属 機 関 等 の 名 称	担 当 課	根 拠 条 例 等	定 数		現 委 員 数						委 員 年 代 別 内 訳							委 員 の 任 期 数				公 募 方 法						
				委 員	う ち 公 募	合 計	男 性	女 性	女 性 割 合	う ち 公 募	公 募 割 合	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代 以上	不 明	1 期	2 期	3 期	4 期~	任 期	次 期 改 選 予 定	論 文 作 文	面 接	書 類 審 査	他
60	監査委員	監査委員事務局	地方自治法第195条	3	0	3	2	1	33%	0	0%	0	0	0	1	1	0	1	0	2	0	0	1	4年	委員により異なる	—	—	—	—
61	農業委員会	農業委員会事務局	農業委員会等に関する法律	14	3	14	11	3	21%	0	0%	0	0	0	2	5	5	2	0	6	5	2	1	3年	令和8年7月	—	—	—	—
62	奨学資金運営委員会	庶務課	奨学資金支給条例	8	3	8	3	5	63%	3	38%	0	0	0	1	2	4	1	0	5	2	0	1	2年	令和5年7月	○	—	—	—
63	教育委員会	庶務課	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	4	0	4	3	1	25%	0	0%	0	0	0	0	1	3	0	0	2	2	0	0	4年	委員により異なる	—	—	—	—
64	いじめ問題対策委員会	指導室	いじめ防止対策推進条例	5	0	5	2	3	60%	0	0%	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5	0	0	2年	令和7年3月	—	—	—	—
65	小金井市学校運営協議会 緑小	指導室	小金井市学校運営協議会に関する規則	11	2	11	5	6	55%	2	18%	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	11	0	2年	令和8年3月	○	—	—	—
66	小金井市学校運営協議会 一小	指導室	小金井市学校運営協議会に関する規則	12	2	12	6	6	50%	2	17%	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12	0	0	2年	令和7年3月	○	—	—	—
67	小金井市学校運営協議会 前原小	指導室	小金井市学校運営協議会に関する規則	11	2	11	6	5	45%	2	18%	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11	0	0	2年	令和7年3月	○	—	—	—
68	小金井市学校運営協議会 南中	指導室	小金井市学校運営協議会に関する規則	15	2	12	6	6	50%	2	17%	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12	0	0	2年	令和7年3月	○	—	—	—
69	小金井市学校運営協議会 三小	指導室	小金井市学校運営協議会に関する規則	12	2	12	8	4	33%	2	17%	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12	0	0	2年	令和8年3月	○	—	—	—
70	小金井市学校運営協議会 四小	指導室	小金井市学校運営協議会に関する規則	12	2	12	4	8	67%	2	17%	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12	0	0	2年	令和8年3月	○	—	—	—
71	小金井市学校運営協議会 東小	指導室	小金井市学校運営協議会に関する規則	13	2	13	7	6	46%	2	15%	0	0	0	0	0	0	0	13	0	13	0	0	2年	令和8年3月	○	—	—	—
72	小金井市学校運営協議会 一中	指導室	小金井市学校運営協議会に関する規則	11	2	11	7	4	36%	2	18%	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11	0	0	2年	令和8年3月	○	—	—	—
73	小金井市学校運営協議会 南小	指導室	小金井市学校運営協議会に関する規則	12	2	12	8	4	33%	2	17%	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12	0	0	2年	令和8年3月	○	—	—	—
74	小金井市学校運営協議会 二小	指導室	小金井市学校運営協議会に関する規則	12	2	12	6	6	50%	2	17%	0	0	0	0	0	0	0	12	12	0	0	0	2年	令和7年3月	○	—	—	—
75	小金井市学校運営協議会 本町小	指導室	小金井市学校運営協議会に関する規則	13	2	13	5	8	62%	2	15%	0	0	0	0	0	0	0	13	13	0	0	0	2年	令和7年3月	○	—	—	—
76	小金井市学校運営協議会 二中	指導室	小金井市学校運営協議会に関する規則	13	2	13	6	7	54%	2	15%	0	0	0	0	0	0	0	13	13	0	0	0	2年	令和7年3月	○	—	—	—
77	小金井市学校運営協議会 東中	指導室	小金井市学校運営協議会に関する規則	15	2	12	6	6	50%	2	17%	0	0	0	0	0	0	0	12	12	0	0	0	2年	令和7年3月	○	—	—	—
78	小金井市学校運営協議会 緑中	指導室	小金井市学校運営協議会に関する規則	15	2	10	8	2	20%	2	20%	0	0	0	0	0	0	0	10	10	0	0	0	2年	令和7年3月	○	—	—	—
79	社会教育委員の会議	生涯学習課	社会教育委員の設置に関する条例	10	3	10	6	4	40%	3	30%	0	0	1	2	3	1	3	0	3	4	2	1	2年	令和7年9月	○	○	○	—
80	放課後子どもプラン運営委員会	生涯学習課	小金井市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱	19	0	19	10	9	47%	0	0%	0	0	0	0	0	0	0	19	6	1	3	9	1年	令和6年4月	—	—	—	—
81	文化財保護審議会	生涯学習課	文化財保護条例	7	0	6	5	1	17%	0	0%	0	0	0	0	0	3	3	0	0	1	0	5	2年	令和6年5月	—	—	—	—
82	市史編さん委員会	生涯学習課	市史編さん委員会条例	8	0	7	6	1	14%	0	0%	0	0	0	0	3	4	0	0	1	0	2	4	3年	令和7年8月	—	—	—	—
83	玉川上水・小金井校整備活用推進委員会	生涯学習課	小金井市玉川上水・小金井校整備活用推進委員会設置要綱	4	0	4	4	0	0%	0	0%	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	1年	令和6年9月	—	—	—	—
84	スポーツ推進審議会	生涯学習課	スポーツ推進審議会条例	10	3	10	5	5	50%	3	30%	0	0	1	2	2	5	0	0	7	3	0	0	2年	令和8年2月	○	—	—	○
85	小金井市学校部活動の地域連携に関する検討委員会	生涯学習課	小金井市立学校部活動の地域連携に関する検討委員会設置条例	16	5	16	13	3	19%	5	31%	0	0	3	3	5	4	1	0	16	0	0	0	2年	なし	○	—	—	—
86	図書館協議会	図書館	図書館協議会条例	10	3	9	4	5	56%	3	33%	0	0	0	1	2	4	2	0	5	1	3	0	2年	令和7年11月	○	○	○	—
87	公民館運営審議会	公民館	小金井市公民館条例	10	3	10	6	4	40%	3	30%	0	0	0	3	1	2	4	0	5	4	1	0	2年	令和7年9月	○	○	○	—
88	公民館企画実行委員の会議	公民館	公民館条例	30	30	30	16	14	47%	30	100%	0	0	1	4	1	10	14	0	15	6	9	0	2年	令和6年7月	—	—	—	○
計				1067	213	1020	651	369	36.2%	194	19.0%	0	5	43	152	258	193	163	206										
※定数上公募0を除く計				720	213	690	413	260	37.7%	194	28.1%	0	0%	4%	15%	25%	19%	16%	20%										

(休会中)

NO	附 属 機 関 等 の 名 称	担 当 課	根 拠 条 例 等	定 数		現 委 員 数						委 員 年 代 別 内 訳							委 員 の 任 期 数				公 募 方 法						
				委 員	う ち 公 募	合 計	男 性	女 性	女 性 割 合	う ち 公 募	公 募 割 合	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代 以上	不 明	1 期	2 期	3 期	4 期~	任 期	次 期 改 選 予 定	論 文 作 文	面 接	書 類 審 査	他
1	名誉市民選考委員会	広報秘書課	名誉市民条例・名誉市民条例施行規則	9	3	0	0	0	—	0	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2年	年 月	—	—	—	—
2	特別職報酬等審議会	職員課	小金井市特別職報酬等審議会条例	10	3	0	0	0	—	0	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2年	年 月	—	—	—	—
3	(仮称)新福祉会館管理運営計画策定委員会	地域福祉課	(仮称)小金井市新福祉会館管理運営計画策定委員会設置要綱	9	3	0	0	0	—	0	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3年	年 月	—	—	—	—
4	東小金井駅北口まちづくり協議会	区画整理課	東小金井駅北口まちづくり協議会設置要綱	18	0	0	0	0	—	0	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2年	年 月	—	—	—	—

令和6年9月12日

令和5年度市民参加状況調査

1 パブリックコメント

事業	担当課	公募期間	概要
小金井市立公園条例施行規則の一部を改正する規則(市立公園の禁煙化)	環境政策課	令和6年1月16日～2月15日	FAX及びLoGoフォームから、9人12件の意見提示があった。
第3期小金井市保健福祉総合計画	地域福祉課	令和5年11月15日～12月15日	44件(11人、1団体)の意見提示があり、一部反映した。
第2次小金井市自殺対策計画(案)	健康課	令和6年1月～2月	1人1件の意見提示があった。
武蔵小金井駅北口のまちづくりの方針	まちづくり推進課	令和5年9月19日～10月20日	29人81件の意見提示があった。

2 意向調査・アンケート

事業	担当課	実施期間	概要
気候変動等に関する意識調査	環境政策課	令和6年3月	令和5年度環境フォーラム(令和6年3月10日、11日)市役所第二庁舎風除室(令和6年3月12日～22日)及びLoGoフォーム(令和6年3月12日～22日)において気候変動等に関する意識調査を実施した。
みんなの公園会議 webアンケート	環境政策課	令和6年2月13日～3月12日	子どもたちが公園で遊ぶ上で抱える課題や、将来の公園について幅広く子どもの意見を聴くため、webアンケート調査を実施し、169人から回答を得た。
こころの健康に関するアンケート	健康課	令和5年6月～7月	郵送で無作為抽出した2,000人に送り、585件の回答を得た。
子ども・子育て支援に関するニーズ調査	子育て支援課	令和5年12月～令和6年1月	郵送で無作為抽出した6,500人に送り、2,906件の回答を得た。

3 ワークショップ等

事業	担当課	実施時期	概要
若者MIRAIトーク	企画政策課	令和5年11月～12月	市内在住・在学・在勤の若者(18～39歳)を対象としたワークショップを計3回実施した。
みんなの公園会議	環境政策課	令和5年12月16日、17日	子どもたちから現在の公園に対しての意見と、未来の公園に対しての思いを聞き取り、今後の公園施設整備の設計に子どもの声を反映させるため、梶野公園、三楽公園、上の原公園、栗山公園にて計4回実施し、子どもと保護者が合計46人参加した。
こがね環境フォーラム	環境政策課	令和6年3月9日～令和6年3月11日	自然と人が共生できる社会を目指すため、都市に暮らす私たちができることを考える環境フォーラムを開催した。
まちづくりフォーラム	都市計画課	令和5年7月19日	都市計画マスタープランを周知するとともにまちづくりへの興味・関心を持ってもらい協働によるまちづくりを実現するため。

4 市民説明会

事業	担当課	実施時期	概要
市立公園及び環境楽習館の指定管理者制度開始に向けた市民説明会	環境政策課	令和6年2月4日	市立公園及び環境楽習館の指定管理者制度開始に向けて、指定管理者の会社概要、管理実績、管理方針、市の役割等を説明し、市民に理解を深めていただくことを目的に実施し、7名の参加者があった。
第3期小金井市保健福祉総合計画（案）に関する市民説明会	地域福祉課	令和5年11月18日、22日	第3期小金井市保健福祉総合計画策定に当たり開催し、延べ24人の参加者があった。
用途地域等一斉見直し説明会	都市計画課	令和5年8月4日～6日	用途地域等の一斉見直しの原案説明会を開催した。
武蔵小金井駅北口のまちづくりの方針に対する市民説明会	まちづくり推進課	令和5年9月21日、24日	武蔵小金井駅北口のまちづくりの方針策定に当たり開催し、2日間で37人の参加があった。

5 その他

事業	担当課	実施時期	概要
市民の声	広報秘書課	通年	メール・手紙・投書・聴取等にて意見・要望を438件受け付けた。
市長への手紙	広報秘書課	令和5年4月	郵送で無作為抽出した2,000人に送り、530件の回答を得た。
町会・自治会長連絡会	広報秘書課	令和5年7月3日、7月27日、10月19日、10月24日	町会・自治会長を対象にブロック会計4回を開催し、合計35人出席（全体会は中止）
利用者の声	図書館	通年	図書館内に投書箱を設置している。

(仮) 若者等サイレント層の継続的な市民参加について

—第9期市民参加推進会議の提言—

1 はじめに

小金井市（以下、「市」という。）が多様な市民の意思を市政にいかし、市民本位の市政運営を進めることを目的として制定した小金井市市民参加条例は、今年で施行20年を迎える。

少子化や高齢化の更なる進行、新型コロナウイルスの感染拡大、ICTの普及など、社会をとりまく環境は急速に変化し、地域課題はより一層多様化・複雑化している。特に、少子化や家族形態の変化などにより、次世代を担う若者世代が地域と関わる機会が減少していると言われ、多発する自然災害への備えの観点からも、顔の見える関係づくりの重要性が再認識されている。

このような課題解決に取り組んでいくには、市民参加の裾野を広げ、市民参加が継続・活発化し得るような方策が必要不可欠である。

第9期小金井市市民参加推進会議（以下「第9期推進会議」という。）においては、令和4年12月から令和6年9月までに計6回の会合をもち、若者等サイレント層の市政への興味・関心を惹起し、継続的な市民参加のための方策について審議した。審議においては、「若者討議会」の実施運営及び検証を通じた結果を踏まえている。

市においては、本提案を基礎として、計画策定や各施策の実施にあたり、若者等サイレント層を含む市民の多様な意見を市政に取り入れるための仕組みの検討を進め、早期に実現可能な方策を企画立案されたい。

2 これまでの経緯

市では、第5次小金井市基本構想・前期基本計画において、「みんなで進めるまちづくり」をまちづくりの基本姿勢の一つとしている。市民参加推進会議においても、公募による市民参加の手法を整備するとともに、無作為抽出の活用、傍聴環境の整備など、様々な市民参加の手法について提言し、市民参加機会の拡充を進めてきたところである。

一方で、現在までの市民参加の実態には不十分な点も指摘されてきた。例えば、平成30年に実施した市民意向調査によると、過去に附属機関等の委員として活動したことがある人は2.4パーセントにとどまる。

また、令和5年度市民参加条例対象附属機関等設置状況によると、附属機関等の委員となっている者の年代層について、10～30代の委員は全体の6%にも満たない。これらのことから分かるように、附属機関等への市民参加状況としては、参加者の年代の偏りや固定化が課題となっている。

これに対して、近年、第5期及び第7期推進会議においては、議論の焦点を「若者の市民参加」におき、ワークショップ実施等を通じて、その広報運営フィードバックなどから、若者の市民参加推進を提言してきた。続く第8期推進会議においては、若者等を含む幅広い世代におけるサイレント層の市民参加に焦点をあて議論を進めてきたところである。

そこで、第9期推進会議では、新たに一步を踏み込む総合的な議論として、若者等サイレント層の市政への関心の機運を高め、継続的な市民参加につながる方策の検討を目的とした。また、その具体的検証のため、第5期推進会議の提案を踏まえ、若者を中心としたワークショップを「若者討議会」と称して、実験的に実施することとした。

3 若者討議会の実施に向けて

第9期推進会議は、市民参加を促進するための具体的な検証機会として、「若者討議会」の実施に賛同した。

若者討議会は、それ自体が市民参加の端緒と機会にはなる。しかし、同時に、第9期推進会議は、若者討議会をあくまでも実験的实施と捉え、若者等サイレント層の現状把握、今後にかかるサイレント層が市政に興味・関心を持ち、参加意欲を高めるにはどのような手法が効果的か、市民参加の裾野を広げていくための方策への示唆を得ることを目的とした。

(1) 動向検証の対象

若者討議会の実施にあたり、特に動向検証の対象としたのは、普段、市政に積極的に意見表明をしていない若者等を含むサイレント層である。

(2) 実施にあたっての留意点

実施にあたっての留意点として、事前には、以下のような意見があった。

【市民参加の雰囲気づくり】

- ・時間が限られているため、議論のしやすさを重視する。
- ・楽しく議論しやすい雰囲気で、安心して話せる場づくりに留意する。
- ・楽しく話せる機会として、飲食可能とするなどの工夫が必要ではないか。

【市民参加のテーマ設定の方法・市民に意見をもとめる議論対象】

- ・市民参加の原点は市民の主体性にあり、市民自身が主体的にどう行政と関わっていくかを問いかける。
- ・参加者の市民の強みを活かしたテーマを設定できるとよい。
- ・まちのいいところを伸ばすために、なにが自分に出来るのかという視点。
- ・5年後、その先まで住み続けたいと思うまちはどんなまちか、そのために必要なものはなにか、今できることはなにか。
- ・対象年齢の18歳と39歳で5年後のイメージが異なる。時限的な視点はなくてもいい。

【市政と市民とをつなぐ手法、市民参加の機会、意見集約、広報の手法】

- ・市政情報が市民に届いているかの現状確認をする。また、届いていない場合、その理由を確認する。
- ・市政と市民とをつなぐ現行の広報手段や市政情報の発信手法（市報、HP、X（旧 Twitter）を含む）についての現状評価と活用状況について聞く
- ・継続的な市民意見集約のためには、どのような手段が効果的か考えてもらう。
- ・若者討議会を通じて、市民参加の契機として、どのように意識や考え方に変化が生まれるかを聞く。

4 若者討議会の実施概要

若者討議会は、全3回完結で実施され、カジュアルな印象形成を目的として「若者MIRAIトーク」を通称とした。

(1) 目的

若者討議会は、若者の市政への興味・関心を惹起し、今後の継続的な市民参加を図ることを目的として、若者が本市における地域課題やテーマに対する課題の解決などを話し合う場として構成された。

(2) 広報活動

実施の広報については、若者に訴求するようなデザインのキービジュアルやチラシを作成し、市役所等の公共施設にて配布するほか、市報、市公式X (Twitter)などで周知を行った。市と連携協定を締結している市内の大学等にも周知を依頼した。

(3) 募集・申込方法

募集は、公募と無作為抽出にて行った。計27人の若者が参加した。申込方法は窓口・郵送とWeb申込の選択制にした。多くの参加者がWeb申込を選択した。

(4) インセンティブ

参加者に対して、1人当たり2千円相当の謝礼（図書カード）を各回分支給した。

(5) 会議進行

全体テーマは、「まちの未来像に寄与する若者が起点となるアクションとして、小金井市の理想の未来像や、理想像に近づくために自分の得意をいかしてやってみたいことなど、身近な地域課題について話し合った。議論にあたっては、「ありのまま」「ききあう」「わかちあう」という3つのグランドルールを設定し、「個人的な思いと具体的な経験」「わくわくする未来のイメージ」「自己の対話とアクション」を軸に、前向きで建設的な議論となるよう図った。

参加者は、事務局で割り振った計6班に分かれて、各班1人リーダーを選出し、メンバーそれぞれが役割を分担して積極的に話し合いに参加することが期待された。

各班の議論の経過については、初日と最終日に、グラフィックレコーディングという技法を用いて模造紙にまとめた。

(6) 成果

初日は、各班でテーマ「理想の未来像とやってみたいこと」を設定し、参加者が共感するテーマの班を選ぶこととした。

討議最終日は、「まちの理想の未来像」を実現する若者目線のアイデアについての全体発表を行った。

発表に対するフィードバックとして、市長や副市長、第9期推進会議委員より講評を行った。

(7) 事前アンケート・事後アンケート

市民参加推進への示唆を得るため、事前事後アンケートを実施した。事前アンケートは、ワークショップに期待することの把握と事前の市政参加意欲の検証を目的として実施し、事後アンケートは、ワークショップの満足度の把握と市政参加意欲の検証、継続的な市政参加施策の検証を目的として実施した。アンケートの実施方法は、今回の参加対象である若者は、デジタルネイティブ世代であることから、時間や場所に関わらず回答できるようWebアンケート（LOGOフォーム）を利用した。

(8) そのほか

若者討議会の実施期間中の連絡・情報共有手段は、参加者のプライバシーと利便性に配慮し、LINEのオープンチャットを活用した。

また、当日の運営の工夫として、ワークショップの目標設定を細かく行い、各ステップの目的を明確化して進行した。運営側の支援体制としては、各班にサポーターを配置し、議論が行き詰まった際にこれまでの話し合いの整理や模造紙作成に協力する等の支援を行った。

5 事前アンケート・事後アンケートの分析と検証結果

若者討議会の参加者に対して実施された事前アンケート及び事後アンケートについては、以下のとおり、分析と検証結果が報告された（詳細は実施報告書参照）。

(1) 参加のきっかけ

参加のきっかけとしては、「大学からのお知らせ」が一番多く、「無作為抽出の通知が届いた」「友人・知人からの誘い」の順に多かった。このことから、能動的に情報収集して参加した者は限定的であったことが分かる。

また、市は、各種ツールを使って情報発信を行っているものの、情報を届けたい対象に適切に届けられていない、又は、情報に触れた相手に行動変容を起こさせるような伝え方が出来ていないと考えられる。

(2) 市政に対する興味の変化

事前アンケートでは、23%が「興味がない」または「どちらかといえば興味がある」と回答していたが、事後アンケートにおいては、100%が「興味を湧いた」「どちらかといえば興味を湧いた」と回答した。このことから、若者討議会を通して地域について考えたり、他者の意見を聞いたりした経験が、参加者の興味度の増大に寄与したと考えられる。

(3) 市政に対する意識の変化

若者討議会の参加者は参加前と参加後で明らかな意識の変化があった。具体的には、事前アンケートでは、市政に対する意識が「期待していない」「自分たちで動かせるものではない」というようなマイナスイメージであったのに対して、事後アンケートにおいては「住んでいる人の想いを聞いたことでまちが身近になった」「市政や地域に関わり、よりよいまちにしたいと思った」というように当事者意識が芽生えた他、参加者は今後の市民参加の機会に対しても高い参加意欲を示した。

なお、「参加をすること自体が貴重な経験となった」という回答が特に多かったため、こうした取組を実施すること自体が市民参加の裾野を広げるきっかけづくりとして有用であると考えられる。

(4) 市民参加の課題

市民参加をする上での課題については、取組の情報が得られないという回答が最も多く、次いで一緒に参加する仲間がいない・少ない、育児・介護等の家庭の事情や、会場まで行くことへのハードル、参加方法が分からない、市民参加の敷居が高いなどの回答が多かった。

同世代の市民参加を促進するために何が必要かという設問に対しては、「取組の認知度向上」という意見が多かった。

これらのことから、市民参加の裾野を広げるための配慮及び機会拡充は前提として、次の市民参加機会に繋げられるよう、報酬、情報、つながり、成果等の対象に合わせたインセンティブの設定や、参加者の友人・知人に市民参加機会などについて紹介してもらい市民参加の輪を広げていくなどして、裾野を広げた先のことについても取り組んでいく必要があると考えられる。

(5) そのほか

若者討議会の参加者が市民参加の機会に付加的に期待するものとしては、「他の参加者とのつながりができる取組」や「学業・仕事に活かすことができる取組」との回答であった。

また、実施方法については、各参加者により選択度が高いオンライン型や動画配信型よりも、指定の時間・場所で参加する対面型を希望する割合も、相当に高かった。これらから、若者世代が市民参加機会への参加を検討する際、「つながり」や「経験」を重視しているものと考察する。

6 提言

以上の若者討議会の実施と分析検証を踏まえて、第9期推進会議は、若者等サイレント層の市政への興味・関心を惹起し、継続的な市民参加のための方策について、新たに見えてきた課題のうち、特に取り組むべき重点事項として、以下の提言を行う。

(1) 情報発信・広報の精査

市政への市民参加にあつては、市政への興味・関心を持つこと及び市政に対する意見表明や判断の基礎は、情報発信とそのフィードバックの循環ができる環境の整備が必要となる。このため、まず、市は、積極的に情報の透明化を図り、分かりやすい情報発信に努める必要がある。特に、ターゲットやイベントの趣旨に合わせて、SNSも含めた多様なチャネルを活用して発信することも重要である（下記(2)市民参加の裾野拡大において、参加市民の属性や参加状況の各ステージによる情報発信ツールの使い分けも留意参照）。

さらには、無作為抽出による参加者の募集が改めて効果的であることが判明したため、当該募集の方式等を拡充していく一方で、知人等からの声掛けも有効であることが分かったため、市において連携協定等を締結している大学等の更なる活用を図りたい。

(2) 市民参加の裾野を広げるために

市民参加の裾野を拡大するためには、①サイレント層を中心とする新たな参加市民へのアプローチ発掘、②市民参加の継続的な維持リピートの獲得の双方が必要となる。

① サイレント層へのアプローチ「0から1へ」

まず、若者討議会の実施アンケートによれば、市民参加への意識は、応募参加時の知識や興味・関心度によらず（参加時には全く興味がなかったとしても）、今回のような具体的な市民参加機会に参加すること自体が意識の変化に寄与して、その変化は向上することが明らかとなっている。このことから、サイレント層には市民参加の初回への誘導が重要であるといえる。

サイレント層の市民参加機会への誘導方法について、上記(1)の情報発信の精査との関係では、サイレント層でも市政に関する情報認知の機会確保が重要であり、固定的な情報発信ツール（例えば、広報掲示板、学校掲示板、保護者など地域ネットワーク等）が必要となる。SNSのような即時性が強く事後確認が困難な情報ツールよりも、各市民の日常生活動線のなかで、反復的かつ継続的に情報に触れられるツールが必要である。

これに対して、市民が市政情報や市民参加機会の情報認知後において、実際に市民参加機会への申込や市民参加における意見表明などの具体的な市民参加行動をとる段階に至った場合は、Webの申込フォームやWebアンケート、二次元コードの活用など、身近なITツールを含め、アクションのハードルを下げるような市民目線の配慮が望ましい。

また、サイレント層にアプローチをするためには、普段は積極的に市政に関与していなくても参加しやすく安心して話すことが出来る場づくりと

その内容ターゲットにあわせた方法が求められる。例えば、若者等、学生や子育て世代、働く世代などを対象とするイベントを実施する際は、従来のイベントにありがちな堅いイメージのものではなく、「つながり」や「経験」など若者がワークショップに期待するものが得られそうだと想起されるようなイメージのイベントとし、テーマやコンセプト、開催方法、プログラムなどにおいて、参加のハードルが下がるような配慮をし、適切なインセンティブの設定も含めて、市民参加の初めの一步を踏み出しやすいような工夫が重要である。

また、子育て世帯や障がいのある方もない方も、誰もが参加しやすい環境の整備にも取り組まれない。

② 継続的な市民参加「1から発展的拡大へ」

市政参加する市民については、特定の世代や市民による参加の固定化も問題として指摘されている。一方で、同一市民であっても、市民参加の継続は推奨すべきであり、特に多様な異なるテーマ分野への参加は有用であり、その促進は重要である。この実現にあたっては、市民参加を募集している分野は、その全体一覧とともに、細分化された個別テーマ（各部門テーマ）の双方を、効果的かつ分かりやすい周知が必要となる。問題解決と同時に、継続的な市民参加への促進に対応されたい。

また、市民参加経験者の市民に対して、市民参加の輪を広げ、継続していくための多様な役割を果たしてもらい取組を検討されたい。今回の若者討議会におけるサイレント層による市民参加へのきっかけアンケート結果からは、大学等のコミュニティからの呼びかけは勿論、友人・知人からの呼びかけは市民参加の端緒として大きい。このため、一度ワークショップなどに参加した者など、市民参加経験者の市民に対しては、その後の計画策定やワークショップなどの情報をフォローアップしてもらい、友人・知人への声かけなどを果たしてもらおうと、市民参加の拡大と循環が可能になると考えられる。

市は、市の上位計画である長期総合計画をはじめとして、各種計画の策定や条例の制定や改廃など、市の重要な政策決定の際には、市民に対して情報を開示するとともに、市民説明会やワークショップ、パブリックコメントなどの市民参加機会を積極的に設けるよう努めていただき、ゆくゆくは附属機関等の委員となったことがある市民の割合が増えることに期待する。

③ 当事者意識の醸成、行政と市民の協働に向けて

多くの市民が市政や地域に興味・関心を持って関わり、市民と行政が良好な協力関係を持ってまちづくりを進めていくには、次世代を担う若者世代の市政参加が重要である。若い世代が地域社会に興味・関心を持つきっかけづくりとして、行政側が、市民と顔の見える関係づくりを行うことや市民へのインセンティブ付与による当事者意識の促進を検討することが期待される。同時に、市民側は、若い市民一人一人も、市政の主役は市民であるという当事者意識を持ち、よりよいまちづくりのために何ができるのか考え、出来る範囲で実行し、市民参加の輪を身近なところから広げてい

く、地道な取組が必要である。

7 おわりに

市では、「みんなで進める まちづくり」をまちづくりの基本姿勢とし、「多様な市民の意思を市政に取り入れることで、私たちみんなの力で地域課題を解決するまち」を目指す姿の一つとして掲げている。小金井市が住みやすく、そして住み続けたいと思えるまちであり続けるためには、市民と行政がそれぞれ、お互いの立場や役割を尊重し、協働の意識を高めていくことが大切である。多様化・複雑化していく地域課題を行政や一部の市民のみで考え、解決策を見出すのではなく、次世代を担う若い世代を含めた多様な世代・多様な主体とともに、よりよいまちづくりに向けて継続的に取り組んでいく必要がある。

第9期推進会議では、若者討議会を実施してその分析を通じて、これまで市政にあまり興味・関心がなかった者でも、市政や身近なまちについて考え、他者と議論する機会に参加することによって、参加者の意識に変化が生まれ、行動変容につながる事が分かった。市民参加は、多様な価値観の者同士が対話を重ね、合意形成を図る過程を通して、相互理解が深まり、関係の質が高まる。そこに、市民参加の意義があると思われる。

今回の若者討議会の検証結果を市政運営に活かし、市が市民本位の市政運営を進め、小金井市がより住みやすく、そして住み続けたいと思えるまちとなることを期待し、本提言とする。

第9期市民参加推進会議行程表

	第8期推進会議行程表		第9期推進会議行程表（予定）
1回目（第58回） 令和2年7月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付、正副委員長の互選 ・市民参加条例の概要説明 ・市民参加条例運用状況等（附属機関の委員等） ・市民参加の事例紹介（小金井市、他市） 	1回目（第65回） 令和4年12月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付、正副委員長の互選 ・市民参加条例の概要説明 ・市民参加条例運用状況等（附属機関の委員等） ・第9期市民参加推進会議の議題について
2回目（第59回） 令和2年10月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加の理想像・目指す姿について ・課題と解決策の洗い出し 	2回目（第66回） 令和5年7月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加条例運用状況等（附属機関の委員等） ・第9期市民参加推進会議の議題について ・若者討議会について
3回目（第60回） 令和3年4月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・課題と解決策の洗い出し ・提言に向けた検討 	3回目（第67回） 令和5年12月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・若者討議会について
4回目（第61回） 令和3年7月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加条例運用状況等（附属機関の委員等） ・提言に向けた検討 	4回目（第68回） 令和6年2月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・若者討議会について ・提言に向けた検討
5回目（第62回） 令和4年2月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・提言に向けた検討 	5回目（第69回） 令和6年5月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・提言に向けた検討
6回目（第63回） 令和4年4月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・提言に向けた検討（提言文面の確認） 	6回目（第70回） 令和6年8月予定	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加条例運用状況等（附属機関の委員等） ・提言に向けた検討（提言文面の確認）
7回目（第64回） 令和4年6月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加条例運用状況等（附属機関の委員等） ・提言に対する市長意見について ・第8期のまとめ 	7回目（第71回） 令和6年11月予定	<ul style="list-style-type: none"> ・提言に対する市長意見について ・第9期のまとめ